

## 森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する 「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、わが国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球環境保護、国土の保全、水質源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、わが国は京都議定書において、第1約束期間である平成20年から平成24年までの間に、温室効果ガスを6%削減することが国際的に義務付けられているが、そのうち3.8%を森林吸収量により確保するとしている。

このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成24年10月に導入される一方、「森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、「平成24年度税制改正大綱」において、「平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める」とされている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取組を、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

### 記

二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月14日

福井県鯖江市議会

## 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

北朝鮮による日本人拉致の発生から既に30年以上が経過した。平成14年の日朝首脳会談で北朝鮮が日本人の拉致を認め、5人の被害者とその家族の帰国が実現したものの、その後、北朝鮮は、平成20年の日朝実務者協議で合意した拉致被害者の再調査の約束を一方的に破棄するなど、極めて不誠実な態度をとり続けており、拉致被害者や敦賀市の山下貢さん、若狭町の宮内和也さん、小浜市の山下春夫さん、越前市の河合美智愛さんをはじめとする特定失踪者について、いまだ北朝鮮から安否に関する説明はなく、真相の究明がなされていない。

北朝鮮では、昨年12月17日、日本人拉致を指示したとされる金正日総書記が死去し、金正恩国防委員会第一委員長による新体制へと移行しているが、我が国にとって拉致問題の解決が最重要課題であることに変わりはない。さらに、拉致被害者等の御家族に御高齢の方が多く、一日も早い救出を待ち望んでおられることから、現在のこう着状況を一刻も早く打破しなければならない。

よって、下記の項目を強く要望する。

### 記

- 1 国においては、いかなる北朝鮮情勢の変動があっても、拉致被害者等の安全を確保する手段を講じるとともに、追加制裁の発動も含めた毅然とした態度で、日本人拉致問題の新たな現場調査も含め早期解決に向けて全力で取り組むこと。
- 2 拉致の可能性が排除できない特定失踪者についても、国として責任を持って真相究明を行うこと。
- 3 御家族のことも考え、特定失踪者問題調査会(代表 荒木和博氏)の拉致濃厚1000番台認定73人の被害者を政府の拉致認定とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月14日

福井県鯖江市議会